

令和 7 年度 一般会計歳出 第 2 款 14 項 3 目 12 節 参議院選挙費
令和 7 年度 一般会計歳出 第 2 款 14 項 2 目 12 節 市長選挙費

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 保土ヶ谷区総務課	担当者名 中浦 鳩星	電話 045-334-6208
----------	------	-----	------------------	---------------	--------------------

設 計 書

1 委 託 名 選挙公報配布委託

(参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙)

2 履 行 場 所 岩井町はじめ、指定する保土ヶ谷区域内

3 履 行 期 間 期間 契約決定した日 から 令和7年8月31日 まで
又 は 期 限 期限 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 仕様書及び添付資料記載のとおり。

6 現 場 説 明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 令和7年度参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の選挙公報配布業務
について、新聞販売組合が対応できない区域をポスティング業者に
委託する。

8 部 分 払

□ す る (回 以 内)

■ し な い

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委託代金額

¥ ()

内 訳 業務価格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

仕様書

1 件名

選挙公報の世帯配布委託

2 業務目的

令和7年度参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙に係る選挙公報を保土ヶ谷区選挙管理委員会（以後、選挙管理委員会と言う）が指定する町丁内の各戸（居住実態がない事業所等を除く）に配布するとともに、未着世帯への再配布等を行う。

3 履行期限

契約締結日から令和7年8月31日（日）まで

（ただし、配布期限は投票日2日前まで）

※ 配布期限を終了した投票日前当日であっても、選挙管理委員会から連絡があった場合には、配布漏れや再配布依頼への対応を行う。

<投票日>

1 参議院議員選挙（想定スケジュール）

投票日 令和7年7月20日（日）

配布期限 投票日の2日前まで（令和7年7月18日（金））

履行期限 令和7年8月31日（日）

2 横浜市長選挙

投票日 令和7年8月3日（日）

配布期限 投票日の2日前まで（令和7年8月1日（金））

履行期限 令和7年8月31日（日）

4 事業の概要

（1）選挙公報について

選挙公報は、公職選挙法第170条第1項において、選挙の期日前2日までに配布することが義務付けられているため、配布漏れが発生した場合には選挙無効の原因となる恐れもある。配布の際は住宅地図等を用いて配布済みの箇所を把握する措置を行うなど、配布漏れや他市・他区への誤配布がないようにすること。併せて、本業務にかかる配布員に対して配布漏れや配布誤り等がないよう指導を徹底すること。

（2）配布世帯数（概算）

総世帯数：参議院議員選挙 33,100世帯（令和7年5月町丁別登録世帯数に基づく）

横浜市長選挙 37,100世帯（令和7年5月町丁別登録世帯数に基づく）

町丁別内訳は別紙のとおり。

(3) 配送について注意点

納品先が横浜市の近隣以外の倉庫になる場合、原則として、区選挙管理委員会が指定する倉庫まで選挙公報を引取に来ること。

また、区選挙管理委員会が指定する倉庫での選挙公報の引取を希望する場合にはその旨を選挙管理委員会に事前に申し出ること。引き渡しの際には配送部数全数を1度に引き渡すため、1度で引き上げられるだけの車両台数を確保するものとし、引き取りに用いる車両は積荷の紛失や荷崩れ、落下防止のため荷台に屋根がついているもの用意すること。なお、引渡しの時間については区選挙管理委員会が指定する時間以外には指定できないものとする。

引取部数を把握しており、複数車両での引取りをする際には各車両への集積部数等の指示を出せる者が必ず引取に立ち会うこと。

(4) 配布期限

選挙公報の配布は、公示または告示日以降期日前投票が始まるため、選挙公報を受領し次第、ただちに各世帯へ配布し、投票日2日前までに配布を完了することとする。

(法定期限は投票日2日前)

なお、配布漏れや再配布依頼への対応として、投票日の前当日については、選挙管理委員会から配布依頼があった場合に即時配布できる体制を整えておくこと。

(5) 再配布

履行期間内に選挙管理委員会または市民から未配布の通報や再配布の依頼があった場合、当該配布先について配布済であると思われる場合であっても、速やかに再配布を行うこと（依頼があつてから概ね2時間以内）。再配布を完了し次第、速やかに選挙管理委員会あてにその旨を連絡すること。

(6) 連絡体制

選挙公報の梱包を受領してから投票日までの期間は、土日祝日を含めて、選挙管理委員会と午後8時まで必ず連絡が取れる体制を整えること。

(7) 事前打合せ・報告

各配布担当者の配布状況について、「4事業の概要(1)選挙公報について」のとおり、住宅地図等により配布済みの箇所を把握するなどの措置を行い、次のとおり書面等により速やかに報告すること。

ア 配送リスト（様式1）

保土ヶ谷区選挙管理委員会が指定する日時までに、選挙公報の梱包の納品先住所、連絡先、担当者名を明らかにした「配送リスト」を提出すること。

イ 配布計画の確認

保土ヶ谷区選挙管理委員会が提示した様式によって町丁ごとに配布計画を作成し、

指定する日付までに提出すること。

ウ 各配布担当者の配達状況報告

各配布担当者の配布状況について配布済みの箇所を把握するなど措置を行い、配布を開始し次第可能な限り当日中、遅くとも翌朝 10 時までに「進捗管理表」に基づき毎日報告すること。その際、配布計画と比べて遅延している場合はその理由も申し添えること。

エ 配布状況最終報告書（様式 2）

選挙終了後、配布担当者（地域）ごとの配布完了日時を「進捗状況管理表」に記載のある「再配布対応含む配布世帯数」を報告すること。当該書類の提出をもって、発注者は本委託業務の完了検査を行うこととする。

また、配布を開始する前に少なくとも 1 回、選挙管理委員会が指定する日に必ず選挙管理委員会との事前打合せを行い、区境・市境及び他の配布主体との境などを選挙管理委員会と認識を合わせ、配布誤りや配布漏れが行われないようにすること。後日、選挙管理委員会との事前打合せ及び全配布員への共有・指導等が行われたことを報告するものとする。

また、配布状況を記載した地図は、配布期間中及び配布期限後から履行期間内の間に市民からの問合せ等があった際に、状況確認に使用する可能性があるため、選挙管理委員会から各店舗に必要に応じて提供を依頼する場合がある。

なお、ここに定められていない報告項目については、両者協議のうえ、決定することとする。

5 選挙公報の受領、配布、取扱方法

選挙公報の受領、配布、取扱方法については、契約決定後速やかに市または選挙管理委員会と次の(1)～(3)について確認を行うとともに、受領後すみやかに配布できるよう準備すること。

(1) 受領梱包について

梱包形態については、決定し次第、市選管または選挙管理委員会から受託者あてに連絡をすることとする。

＜規格等について（参議院選挙予定）＞

名称	規格	1 梱包の部数	1 梱包の構成	1 梱包重量
参議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報	プランケット版	300 部	50 部×6 こま	9.675 kg
参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報	プランケット版	250 部	25 部×10 こま	10.75kg

＜規格等について（横浜市長選挙予定）＞

名称	規格	1 桶包の部数	1 桶包の構成	1 桶包重量
横浜市長選挙 選挙公報	タブロイド判	2,000 部	400 部×5 こま	13.25kg

（2）配布前の仕分けについて

参議院議員選挙では選挙区選出議員選挙1部、比例代表選出議員選挙1部の計2部が、1世帯への配布単位となる。選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙をそれぞれ1部ずつ計2部の1セットとして組み、組み上げたセットを世帯に配布すること。

横浜市長選挙については1部を世帯に配布すること。

（3）その他

選挙公報の受領、配布、取扱方法について上記の（1）・（2）以外の事項については、市・選挙管理委員会と協議し、その指示に従うこと。この仕様書に定めのない事項についても同様とする。

6 配布にあたっての留意事項

- ・他のチラシとの折り込みは厳禁とする。
- ・悪天候の場合には、ビニールを被せる等、配布に際し汚損しない工夫をすること。
- ・原則として各世帯の郵便受けに配布すること。二世帯住宅などで複数世帯が居住していることが明らかな場合には、世帯数に応じた部数を投函する。
- ・郵便受けがない建物や戸建住宅で門外に郵便受けが見当たらない場合、むやみに門を開け、私有地に入らないこと。判断に悩むことがあれば、選挙管理委員会に指示を仰ぐこと。
- ・ポストに投函する際には、奥まできちんと押し込み、投函口から選挙公報が飛び出でないよう完全投函すること。また、開閉式のポストの場合には雨天等で他の郵便物が汚損する可能性があるため必ず閉めること。
- ・施設等管理人及び選挙管理委員会から配布場所の指示がある場合は、その指示に従うこと。
- ・選挙公報の配布中、施設等管理人などから選挙公報の配布をしないよう強く警告された際には、ただちに配布を中断し、選挙管理委員会に連絡をすること。その後の対応については、選挙管理委員会の指示に従うこと。
- ・選挙管理委員会から各世帯配布用に届け先の氏名、住所、電話番号などの個人情報を紙媒体、電子媒体などにかかわらず受理した場合は、使用後、速やかに返却すること。
- ・ボールペン、鉛筆など、その他一切の筆記用具で、選挙公報にチェックをつけるなどの記載は不可とし、汚損があるものについては配布しないこと。

7 備考

今年度は参議院議員選挙と横浜市長選挙の日程が近接しているため、一括契約として行う。ただし、同一の契約ではあるが選挙公報の受領、配布については選挙ごとに行う。

8 その他

- ・事件・事故等が発生した場合には、市・選挙管理委員会に直ちに報告し、迅速にその指示に従う。
- ・選挙期日後は、配布物の残部を再資源化等、適切に処分すること。
- ・ここに定められていないことは、両者協議のうえ、決定する。

別紙1 選挙公報配布一覧（参院）

町丁	世帯概数
岩井町	4,070
瀬戸ヶ谷町	3,150
狩場町	3,530
権太坂三丁目	1,760
法泉二丁目	900
霞台	1,430
桜ヶ丘一丁目	1,450
桜ヶ丘二丁目	1,840
神戸町	980
宮田町1丁目	830
宮田町2丁目	620
宮田町3丁目	310
鎌谷町	2,270
峰岡町1丁目	1,280
峰岡町2丁目	1,790
上菅田町	6,870
合計	33,080

選挙公報配布一覧（市長選）

町丁	世帯概数
岩井町	4,070
瀬戸ヶ谷町	3,150
狩場町	3,530
権太坂三丁目	1,760
法泉二丁目	900
霞台	1,430
桜ヶ丘一丁目	1,450
桜ヶ丘二丁目	1,840
神戸町	980
星川一丁目	1,670
星川二丁目	1,010
星川三丁目	1,300
宮田町1丁目	830
宮田町2丁目	620
宮田町3丁目	310
鎌谷町	2,270
峰岡町1丁目	1,280
峰岡町2丁目	1,790
上菅田町	6,870
合計	37,060